運輸安全マネジメントの輸送安全に係る公表

令和8年10月1日

びわこ観光バス株式会社

1．輸送の安全に関する基本的な方針

●安全管理方針　**「安全運行」**

当社の事業を遂行するに当たり、人命の尊厳を最優先し、安全にして快適な運行環境を継続的に改善して、顧客満足度の向上を図ること

●安全管理目標

一、 安全の基本は規則の遵守である。

「規則(ルール)とは、運送法及び道交法を確実に守ること」

一、 安全の要件は運転の厳正である。

「要件とは、必要な条件と事柄、厳正とは、厳格で正しい運転(仕事)のこと」

一、 安全の確保は企業の生命である。

「確保とは、状態を維持し継続する事で、安全の確保が会社の存続に関わること」

以上、全員参加による、安全運行に取り組み、人身事故ゼロ・物損事故ゼロ・旅客からの苦情ゼロを継続する

2．輸送の安全に関する目標及び達成状況

（令和7年9月1日～令和8年8月31日）

目標	達成状況
人身事故ゼロ	達成
飲酒運転の完全排除	達成

3．自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

（令和7年9月1日～令和8年8月31日）

事故総発生件数	ゼロ
・車外人身事故	ゼロ
・車内人身事故	ゼロ
・その他自動車事故報告規則第2条に規定する事故	ゼロ

4．輸送の安全に関する計画（令和8年度）

① 事故防止・接客推進委員会開催（年4回）

社長、営業所長、安全統括管理者、乗務員、営業職、事務職が出席し会議を行います。お褒めの報告や前回会議以降に発生した苦情、物損についての検証、再発防止策の周知、教育勉強会を実施し、乗務員の友好な関係と経営トップとの情報交換を通して旅客の安全と最高のサービスを提供することを目的に行います。

② 飲酒運転の完全排除に対する取組み

始業、終業時における検知器によるアルコール検査を確実に実施します。営業所での点呼、宿泊先での非対面点呼とも全ての点呼にモバイル型アルコールチェッカーを使用します。アルコール検査状況の動画並びに検査結果は乗務員の顔写真、日時、乗務車両と共にデータ保存します。また、点呼記録は全て動画撮影を行い、点呼のなりすましや改ざん防止に徹底的に取り組んでいます。。

③ 適性診断受診

全乗務員は独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）が実施する適性診断を雇い入れた時には初任診断、以降は3年に1回一般診断を受診します。60歳以上並びに65歳以上の乗務員については毎年一般診断又は適齢診断を受診します。受診結果を基に個別指導を実施します。

④ 健康診断受診

全乗務員は始業点呼時に体温・血圧測定を行い、日々の健康状態を管理します。健康診断を年1回、脳MRI健診、睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査、視野障害検診を定期的に受診します。全乗務員に対して個別面談で健康相談並びに食生活改善指導を外部専門会社に委託して行います。有所見者に対しては二次検診を実施し、専門医療機関での治療を促します。有所見の改善に向けた取組状況を常に把握し、乗務員の健康状態に対して事業所と情報共有を行います。

⑤ 事故災害訓練、救命講習の実施

全乗務員は災害非常時における非常ドアの操作と誘導方法の確認を目的とした事故災害訓練を年1回行い、心肺蘇生法とAEDの使用についての救命講習を3年に1回受講します。

⑥ 乗務員教育

雇い入れ時教育（座学指導、実地添乗指導）
運行日報チェック時における速度・回転超過の有無によって個別教育指導実施
指導監督指針に基づいた教育並びにドラレコ録画映像によるヒヤリ・ハット周知会
飲酒運転撲滅教育
マナー接遇教育

⑦管理者教育

運行管理者、運行管理者補助者及び整備管理者は法令等に定められた定期的な講習を受講します。その他、近畿運輸局滋賀運輸支局並びに(一社)滋賀県バス協会主催の運輸安全マネジメント等に関する研修に積極的に参加して意識向上を行います。

5．輸送の安全に関する情報の伝達体制その他の組織体制

運輸安全マネジメント組織図 （別紙1）
緊急時の連絡体制 （別紙2）

6．輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

令和7年度教育訓練年間受講実績 （別紙3）

7．輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づいた措置

令和8年10月１日において、社長、営業所長、統括運行管理者で安全管理の取組み状況の内部監査を実施致しました。輸送の安全に関する目標に対して達成しており、安全管理体制は機能していると判断致しました。

8．安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者　木村　尚寛